

第4号議案

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成30（2018）年7月19日

栃木県都市計画審議会会長

建第129号

平成30（2018）年7月3日

栃木県都市計画審議会会長 様

栃木県知事 福 田 富 一

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により、次のように審議会に付議  
します。

計画書

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	下都賀郡壬生町大字壬生乙字吾妻原 3481-1、 3481-2、3481-3、3481-4、3482、3483、3484、3485、 3486、3491-1、3491-3	20,443.17 m <sup>2</sup>	